

秋田県土木工事設計資材単価及び労務単価等公表要領

(趣旨)

第1条 この要領は、秋田県が発注する土木工事の設計資材単価および労務単価等を公表するにあたり、公表の範囲及び方法について取扱いを定めるものとします。

(設計資材単価公表の範囲)

第2条 公表の対象とする設計資材単価は、土木工事の工事に用いる資材として使用頻度が高く、秋田県が独自に市場価格(取引価格)調査を実施して定めた設計資材単価とします。

2 前項の設計資材単価について、年度当初に設定した単価及び年度途中で価格が変動した場合、その単価を実施単価表により公表するものとします。

(労務単価等公表の範囲)

第3条 公表の対象は、農林水産省、国土交通省の二省が実施する公共事業労務費調査結果に基づく公共工事設計労務単価の決定を受け、秋田県が定めた「公共工事設計労務単価」及び国土交通省が実施する設計業務委託等実態調査結果に基づく設計業務委託等技術者単価の決定を受け、秋田県が定めた「設計業務委託等技術者単価」とします。

2 前項の労務単価等は、4月期設定労務単価等を公共工事設計労務単価基準額表及び設計業務委託等技術者単価表により実施単価表において公表するものとします。

3 前項の時期以外に労務単価等の改定を行った場合は、追加の公表を行うものとします。

(公表の方法)

第4条 設計資材及び公共工事設計労務単価基準額表等(以下総称して「実施単価表」という。)の公表は、各地域振興局と総務部広報広聴課において閲覧及び貸出により行うとともに、秋田県のホームページに掲載するものとします。

2 閲覧及び貸出を行う実施単価表の部数は、前項の公所において2部とします。

3 実施単価表の閲覧又は貸出を受けようとする者は、第1項の各公所において定める手続きにより閲覧又は貸出を受けるものとします。

なお、実施単価表の貸し出しを受けた者は自己の責任において適正に管理するものとし、むやみに第三者への又貸しやコピーの提供を行ってはならないものとします。

4 閲覧等は、秋田県の休日を定める条例(平成元年秋田県条例第29号)第1条第1項各号に掲げる日を除く日とし、午前9時から午後5時までとします。

5 貸し出した実施単価表は、貸出日の午後5時までに返却するものとします。

(その他)

第5条 この要領に定めのない事項については、別に定めます。

附 則 この要領は、令和5年4月1日以降に適用する実施単価表の公表から適用する。